

鶴岡西部公園多目的グラウンドの使用について

《使用にあたっての留意事項》

- 硬式野球及び中学生以上の軟式野球での使用は禁止しています。**
- 使用にあたっては、「都市公園・公園施設使用許可」を受けた方が優先になります。
- 団体又は個人で確実に使用したい場合は「都市公園・公園施設使用許可申請」を都市計画課まで提出してください。
- 電話等にて仮予約を受付しますが、原則、使用2日前までに都市計画課にお越しいただくか、市HPより申請様式をダウンロードの上、手続きを行ってください。（市役所においでになった場合は、不備等なければその場で許可書が交付されます。）
- なお、使用2日前(2日前が土日祝日の場合は、前営業日)まで申請書の提出がない場合は、取り消しとなりますのでご注意ください。**
- 予約状況を確認したい場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。（市HPでも一部ご確認いただけます）
- 許可書の交付を受けた方は、使用する際に許可書を携帯するようお願いいたします。

《使用申請について》

- 申請については、使用する前月の1日（土日祝日の場合は翌営業日）から可能です。ただし、利用者が多く、回数制限のある土日祝日の予約については、主に利用する団体等で利用調整会議（以下、予約会）を行っております。
- 予約会については、申請可能となる毎月1日（土日祝日の場合は翌営業日）の午前9時から行います。（予約会は2月～10月までの計9回（冬期除く））会場については、市役所内の会議室となりますので、都市計画課または市HPにてご確認ください。
- 一般の申請は、予約会終了後から受付が可能となります。
- 土日祝日の使用回数は1団体又は個人で、月3回までを原則とします。**
※使用時間については、日没までの申請時間内としてください。

《お願い》

- 使用後のグラウンド整備や清掃をお願いいたします。
- 予約がない状況であればどなたでもご利用いただけます。譲りあって使用してください。

【お問い合わせ】

鶴岡市都市計画課公園緑地係

TEL:25-2111(代表)

35-1332(直通) 内線 465、466

(問い合わせ時間 平日 8:30～17:15)